

東海の古代

第184号 2015年12月

会長 : 竹内 強

副会長・発行 : 林 伸禧

編集 : 石田敬一

投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

欽明天皇と九州王朝

一宮市 竹尾正雄

1. はじめに

九州王朝の倭王武は大和にて雄略天皇として緩い国家的単独政権を樹立した。これに対し、近畿政権の豪族らは継体天皇を立て、政権奪還を図った。しかし、継体は20年もの間、大和に入れなかったが、仁賢天皇の娘の手白香皇女を皇后に娶うことで、漸く大和の磐余玉穗宮に遷ることができた。そして、この皇后との間に生まれたのが欽明天皇であり、欽明以降には皇位血筋継承が行われ大和王朝が形成されていった。欽明の即位は『書紀』では宣化4(539)年としているが、元興寺伽藍縁起并流記資財帳(以下『元興寺縁起』という)などには531年であるとしている。これらのことを踏まえて欽明天皇と九州王朝との関係を推考してみる。

参考資料として、小学館の新編日本古典文学全集『日本書紀』②(以下新編『書紀』②という)及び角川書店の角川文庫『新訂古事記』(以下新訂『記』という)を用いた。

2. 欽明天皇即位以前期

(1) 安閑天皇

安閑天皇の即位を考えるに、継体の崩御の年を考察する必要がある。

『記』は継体の崩御を丁未(527)年4月9日

としている。すると、安閑の即位は527(継体21)年で27歳の時となる。この年は近江毛野臣を任那に派遣することを決めた年でもある。つまり、任那派遣は安閑の意志であり、12歳の時に任那4県の百済への割譲に対して異議を唱えたことが生きてくるのである。磐井の叛乱についても継体記では継体の御世としているが、安閑の御世のこととなる。

『書紀』は継体の崩御を継体25(531)年2月7日としている。しかし、後に続く文注で「**或本に云はく、天皇、二十八年歳次甲寅(534)に崩りますといふ**」とあるが、百済本記の記事によりこの年としたとある。

この他にも、継体紀後半から欽明即位までを通じて多くの紀年上の問題がみられる。この問題点を含めた記紀の違いを両者の記述に推考を加えて、整理してみる。

(継体)二十年秋九月丁酉朔の己酉に、都を磐余玉穗に遷す。一本に云はく、七年なりといふ。

(新編『書紀』②、309頁)

ここでいう「七年」は遷都の年ではなく、在都の年数と考える。つまり、磐余玉穗宮が継体20(526)年9月から同27(533)年後半までの7年間据え置かれた事を言っているのである。

しかし、継体自身は『記』に「**御年43歳。丁未(527)年4月9日に崩りたまひき**」とあるように、遷宮から僅か7ヶ月弱で崩御したのである。この時の様子が安閑即位前紀の次の文にある。

(継体)二十五年春二月辛丑朔の丁未に、男大迹

天皇、大兄を立てて天皇としたまひ、即日にも男大迹天皇崩ります。(新編『書紀』②、333頁)

この条は継体崩御を継体25(531)年としているが、実際は継体21(527)年の出来事で、安閑に譲位し、その日に崩御した。そして、安閑は宮をそのまま磐余玉穂に置き、継体27(533)年後半に大倭国勾金橋に遷した。しかし、書紀編纂の底本になった「或本」は、この大倭国勾金橋への遷宮を安閑即位によるものと考え、その即位を受け、越年称元法により「(安閑)元(534)年春正月に、大倭国勾金橋に遷したまひ、因りて宮号とす。」(新編『書紀』②、333頁)と記録したのである。それに加え上記引用の25年の条の内容、即ち、安閑即位の日に継体が崩御したとの伝聞により、「或本に云はく、天皇、二十八年歳次甲寅(534)に崩りますといふ」(新編『書紀』②、329頁)としたのである。即ち、安閑即位、継体崩御が527年から534年に移動したのである。

ところが、百濟本記に「太歳辛亥(531)年に、日本の天皇と太子・皇子、俱に崩薨りますときけり」とある事により、一旦は534年の出来事として収まった前出の伝聞記事が前引用の531年の記事となった。

この3年の繰り上げは、530・531年に起きた「磐井の叛乱」を527・528年と3年繰り上げる事になった。

このように、書紀編纂資料の読み解きにおいて錯綜があり、継体26・27年の天皇空位が起きたのである。

527年に即位した安閑の崩御は記紀共に安閑2(535)年(『記』乙卯の年)としている。しかし、日にちに違いがあり、『記』は3月13日で、『書紀』は12月17日としている。これは前者が崩御で、後者が埋葬の日と考える。

以上が継体崩御、安閑即位、安閑崩御の真実であるが、なぜ「後に考へむ者」が明らかにするだろう、と心を残してまで、この改竄を行ったのだろうか。それは九州王朝の血を引かない者の皇位継承期間を短くする為である。つまり、雄略のひ孫・欽明の登場までの期間の非九州王朝者の在位を短くすることで、大和王朝における九州王朝の血の流れの優位性を示そうとして

いるのである。

(2) 宣化天皇

『記』には宣化天皇の即位及び崩御の記事はない。『書紀』は宣化の即位を安閑埋葬の安閑2年12月とし、崩御を宣化4(539)年2月、埋葬を同11月としている。ところが欽明即位前紀では崩御は同10月となっている。これは殯明けを示していると考えられる。

宣化も安閑と同じく継体と尾張連草香の娘・目子媛との子で非九州王朝の者である。したがって、宣化の御世も4年と短く、記事内容も簡素であり、元年と二年の条だけで、三年は無く、四年二月に崩りした、としている。つまり、安閑紀と同様に九州王朝の存在を認識させ、強調しているのである。

しかし、記事は簡素でも注目する記事が2項目ある。一つ目は元年五月の条で、「官家を那津の口に修造して、河内国茨田郡、尾張国、新家、伊賀国の各屯倉及び諸郡より穀を運び収納せよ」という記事である。これは、長期にわたる任那経営で経済的疲弊をきたした九州王朝への支援を示した記事である。

二つ目は二年十月の条で、「大伴金村に詔して、その子の磐と狭手彦とを遣わして任那を助けさせた。この時、兄の磐は筑紫に留まり、その国政を執って三韓に備えた。弟の狭手彦は行って任那を鎮め、百濟を救った」という記事である。こちらは、「磐井の叛乱を鎮圧した後に、筑紫より以西は汝が統制しろ」という大伴金村に対し詔を受けての記事である。つまり、金村に筑紫の国政を執るよう命じたが、金村は筑紫に行かず、息子の磐に執らせたのである。

この二つの記事から推考するに、九州王朝の経済的疲弊はかなり重症であったようであり、任那の経営を取り戻そうとした磐井が戦闘を持続させ、勝利することが出来なかった事がよく分かる。

(3) 欽明天皇即位前紀

宣化同様、『記』には欽明天皇の即位及び崩御の記事はない。これに対し、欽明即位前紀の欽明即位に関する記事は次のようである。

(宣化)四年冬十月に、(略)「余、幼くして、未

だ政事に関はず。山田皇后、明かに百揆に関ひたまへり。請はくは、就でて決めむことを」

(新編『書紀』②、359頁)

(宣化四年)冬十二月庚辰朔の甲申に、天国排開広庭皇子、即位す。時に若干年なり。

(新編『書紀』②、359頁)

欽明は皇位を引き継ぐに当たり「私は弱年で知識も少なく、まだ政治に習熟していない。山田皇后は政務万端を習熟しておられる。どうか政務に就いて決裁を下してほしい。」と山田皇后に嘆願したが、皇后は恐縮して辞退された。そして後の12月に即位した。年は若干であった、としている。

欽明の年齢は崩御の欽明32(571)年の記事(新編『書紀』②、461頁)でも若干とするだけでわからない。しかし、同記事の頭注に、「『**皇年代略記**』は六十三、『**一代要記**』は六十二」の説がある、としている。この説からすると、欽明の誕生年は継体3(509)年又は同4(510)年となる。すると、欽明即位の年齢は31歳又は30歳となり、若干(弱年)とするのは疑問である。これは、継体紀の継体即位と同時に手白香皇女を皇后にした、という記事によって出された説と推考する。

しかし、手白香皇女を皇后にしたのは磐余玉穗宮に遷宮した継体20(526)年であるので、欽明誕生は翌年と推測し、即位時の年齢は13歳としたい。これなら若干(弱年)としても問題ない。こうして皇位は欽明に継承され、雄略の血が継承された。即ち、九州王朝の血筋に戻ったのである。

欽明が九州王朝の大和での継承者である事を自覚していたことは即位翌年の欽明元年の次の文でわかる。

(欽明)秋七月丙子朔の己丑に、都を倭国の磯城郡磯城島に遷す。仍りて号けて磯城島金刺宮とす。九月乙亥朔の己卯に、難波祝津宮に幸す。

(新編『書紀』②、361頁)

先ず、磯城島金刺宮への遷宮は雄略の所縁の初瀬川ほとりへの遷宮である。

次に、難波祝津宮への行幸である。この難波祝津宮とは仁徳天皇の高津宮以来、九州王朝の

近畿庁として機能している処である。安閑も宣化も行かなかつた難波祝津宮へ、わざわざ出向き就任の挨拶をしたということは磯城島金刺宮より格が上ということであり、九州王朝からの派遣者がいたのである。同時に新羅征討の会議が行われたことも、それを実証している。

(4) 段のまとめ

以上が『記紀』に沿って推考したことである。まとめると次のようになる。

継体の崩御は『記』にある527(継体21)年であり、安閑の即位も同年である。安閑は近江毛野臣に任那出兵を命じたが、任那経営に失敗した。経済的疲弊を来し、近畿政権に任那経営を託していた九州王朝のリーダーに磐井が就き、復権を図ったが失敗した。安閑は大伴金村に任那と筑紫の経営を託したが、金村は宣化の代になり、その両方を二人の子に任せた。九州王朝の経済的疲弊は宣化の代になっても続いていたとみえ、河内国・尾張国・伊賀国などから穀を那津の官家に収納させた。

宣化の後、雄略のひ孫に当たる欽明が即位し、継体・安閑・宣化の非九州王朝親子から近畿政権を取り戻した。欽明は即位してすぐに難波祝津宮に詣でている。祝津宮は九州王朝の近畿庁であり、疲弊したとは云え、九州王朝の影響力は継続していたのである。

3. 欽明天皇即位異説

『書紀』は欽明天皇即位を宣化4(539)年としているが、異説を伝える書物がある。『上宮聖徳法王帝説』(以下『法王帝説』という)と『元興寺縁起』である。

(1) 『法王帝説』による異説

『法王帝説』は聖徳太子に関わる伝説とか記録を集めた平安時代半ばの書物で、五部にわかれている。そこに記されている内容を検討してみる。

① 第Ⅳ部の文

欽明天皇即位の年を探る初めの資料が次の仏法伝来を伝える文である。

志矣鳴天皇の御世の戊午の年十月十二日、百濟・聖明王が始めて、佛像・經教并僧等を度し

奉る。

百済国王・聖明王が仏像・經典・僧侶を欽明の御世の戊午の年に送ってきた。しかし、欽明紀内には戊午はない。即ち、この戊午は宣化3年の538年となり、欽明即位は即位前紀にある539年以前となる。

②第V部の文

その即位の年を表わすのが次の文である。

**志歸嶋天皇が天の下治しこと、卅一年なり。
辛卯年四月崩りした。陵は檜前坂合岡なり。**

欽明が統治した年月は41年間であり、辛卯の年の4月に崩じたと伝えている。『書紀』が伝える欽明即位の年は宣化4年で己未(539)の年であり、この後の辛卯は571年となる。つまり、欽明の崩御は571年で、即位は在位が41年であるので531年となる。即ち、継体25(辛亥531)年で539年ではない。

③継体25(辛亥531)年

この年は『書紀』では継体が磐余玉穗宮で崩御したと伝える年であり、また、百済本記では「日本の天皇、太子・皇子、俱に崩薨りした」と伝える年である。欽明即位をこの年としたことは、どんな事を意味しているのか、何が言いたいのだろうか。

前に『書紀』は近畿の出来事、百済本記は九州の出来事とした。近畿では継体の跡は安閑が継いでいるので、欽明が継いだのは九州王朝と考えられないだろうか。つまり、磐井の跡を継いだのだと。

(2)『元興寺縁起』による異説

『元興寺縁起』は蘇我馬子が発願して創建した法興寺(現飛鳥寺)を元にした元興寺の縁起(由来)を記録したもので、747年成立とされる。この『元興寺縁起』にも仏法伝来を伝える文の中に、欽明即位の年を推測できる次の文がある。

大倭国の佛法、斯歸嶋宮に天の下治しし天國案春岐廣庭天皇の御世、蘇我大臣稻目宿禰が仕え奉る時、治天下七年歳次戊午十二月に渡り来たってより創まる。百済国の聖明王の時、太子像并灌佛の器一具及び説佛起書卷一筐を度すと言う。

大和国に仏法が渡ってきたのは欽明の御世で「治天下七年歳次戊午」と伝えている。つまり、欽明7年の戊午(538)年に仏法が渡来した、と伝えている。538年が欽明7年であれば欽明元年は532年となり、この元年に越年称元法が適用されていれば、欽明は前年の531年に即位していたことになり、『法王帝説』が伝える即位の年と一致する。

4. 欽明天皇と九州王朝

『法王帝説』と『元興寺縁起』が伝える欽明即位の年は531年(継体25年)である。これを推考する。

(1)九州王朝の継承

この年、筑紫君磐井が近畿政権の派遣した大伴金村、物部麁鹿火軍に敗れた。欽明は太子の筑紫君葛子も殺され空位になった跡を継ぐことになった。王位を継承した欽明であるが、経済的疲弊は重症で何も出来ないまま過ぎさなければならなかった。それは安閑紀、宣化紀に九州政権の半島での動きと思われる記事がないことで分かる。また、即位翌年の欽明元(532)年に、「『三国史記』によれば、法興王十九(532)年に金官国主の金仇亥が妃と三子とともに国をあげて新羅に来降した」(新編『書紀』②、351頁頭注)ともある。

安閑紀には、近畿政権により北部九州に屯倉を設置されるに至った。それが次の文である。
(安閑二年)五月丙午朔の申寅に、筑紫の穂波屯倉・鎌屯倉、豊国の膝碕屯倉・桑原屯倉・肝等屯倉・大拔屯倉・我鹿屯倉、火国の春日部屯倉、…(略)…を置く。(新編『書紀』②、343頁)

宣化紀には、次の文がある。

(宣化)二年冬十月壬辰朔に、天皇、新羅の、任那に冠ふを以ちて、大伴金村大連に詔して、其の子磐と狭手彦とを遣して、任那を助けしむ。この時に、磐、筑紫に留り、其の国の政を執りて、三韓に備ふ。狭手彦、往きて任那を鎮め、加百済を救ふ。(新編『書紀』②、351頁)

九州政権は近畿政権の支配を受けたように見えるが、半島からの使節団の受け入れは九州政

権が行っていた。そのために近畿政権の豪族らは自分の所管から穀を那津の官家に運び入れた。宣化紀の文である。

(宣化元年)夏五月辛丑朔に、詔して曰はく、「…(略)…。夫れ、筑紫国は、遅く遅く朝で届る所、去来の関門とする所なり。…(略)…。官家を那津の口に修り造てよ。…(略)…。那津の口に聚め建てて、非常に備へ、永く民の命とすべし。…(略)…。」とのたまふ。

(新編『書紀』②、349～351頁)

(2) 仏法伝来

安閑紀・宣化紀は九州王朝を継承した欽明にとって雌伏の期間であった。しかし、半島との交流窓口である筑紫には半島からの文化が絶えず流れ込んでいた。その一つが仏法である。

『書紀』が伝える仏法公伝年は欽明13(552)年であるが、前出の『法王帝説』と『元興寺縁起』は欽明7年で、戊午の年、即ち538年としている。『元興寺縁起』はこの仏法を、「**欽明が諸臣に用いるべきか否かを訊いたのに対し多くの臣らが反対したが、但蘇我大臣稻目宿禰一人が禮拝すると言った**」としている。

この話は仏法公伝の欽明13(552)年の条と同じであり、仏法は先ず大和に伝わったとしている。しかし、『法王帝説』と『元興寺縁起』は、九州朝欽明7(538)年に先に伝わっていた、と言っている。

即ち、『法王帝説』では〔百済国主・聖明王始度奉仏像經教并僧等〕とあり、『元興寺縁起』では「**大倭国佛法創自…(略)…治天下七年歲次戊午十二月渡来**」とあるように、聖明王は538年に仏法を伝え始めて、その後数回に亘り伝えてきたのであり、その中の一回が552年の伝来であったと考えたい。

仏法九州伝来時期については、もう一つの考えを述べたい。それは、『海東諸国記』が伝える九州年号による考えである。そこには、年号を「僧聽」、元年を「丙辰」としている。つまり、「僧(仏法)を聴き知った」ので記念して改元した、その年は「丙辰」(536年)であった、と伝えている。九州筑紫は半島文化の窓口であるので先に伝来するのは当然であるが、その年も戊午(538)年より2年早い丙辰(536)年であっ

たと推測する。

因みに、「僧聽」の直前の「発倒」については、元年が「辛亥」であり、欽明が九州王朝を継いだ531年である。つまり、「発倒」とは、「磐井朝が倒れ、欽明朝が出発した」ことを意図していると考ええる。

(3) 欽明天皇の近畿入り

宣化の子は、『記』では母が皇后・橘中比売命の石比売命・小石比売命・倉若江王の三人、母が妃・河内若子比売の火穗王・恵波王の二人であり、『書紀』では母が皇后・橘仲皇女の石姫皇女・小石姫皇女・倉稚綾姫皇女・上殖葉皇子の四人、母が妃・大河内稚子媛の火焰皇子の一人である。

宣化の正統な後継者は『記』では倉若江王、『書紀』では上殖葉皇子であるが、宣化紀の文注に「**孺子は、蓋し未だ人と成らずして薨るか。**」(新編『書紀』②、352頁)とあり、幼くして死んでいる。

従って、宣化の正統な後継者はいなく、欽明が九州から近畿に移る事になった。欽明の近畿入りに当たっては秦氏が貢献したようであり、秦大津父の逸話を載せている。また、前述の2段(3)項で示したように安閑天皇皇后の春日山田皇女を天皇に推すが、皇后は辞退したと記載している。これは、経済的援助を受けていた近畿政権への遠慮であり、近畿豪族らの力の強さを示している。

欽明は予定どおり皇位に就き宮を磯城島金刺宮に遷した。それが近畿欽明元(540)年7月14日のことである。そして、同9月5日に九州王朝の近畿庁である「難波祝津宮」に行幸して、即位の式典と報告を行ったのである。

5. まとめ

以上述べたように、欽明天皇の即位を『記紀』と『法王帝説』・『元興寺縁起』とにそれぞれ則り推考し、記述してきた。そこから導かれる欽明即位は『元興寺縁起』にある仏法伝来の「治天下(欽明)七年歲次戊午十二月」から算出される欽明元年歲次辛亥の531年である。そして、それは九州王朝でのことであり、筑紫君磐井が近畿政権に敗れ、没した跡を継いでのことであ

る。

欽明が難波祝津宮で即位の式典を行った時、大伴金村は住吉の家に病氣と称して引籠り出席しなかった。それは、磐井征討を行った事に対する処罰を恐れてのことと考える。

その後、欽明紀は半島経営に苦慮する様子を伝えているが、これらは雄略同様に欽明が近畿より九州政権兼任で行っていたことと考える。

天氏、尾張氏の時代（4）

名古屋市 加藤勝美

8 尾張氏のルーツ

前回、『先代旧事本紀』（以下「先代旧事」と略称する）の真書性を述べた。後代に施された追記、補記の類を除いた部分は、九分九厘推古朝に成立していたと考えていいとした。なぜこのことを強調したかという点、同書には尾張氏に関する貴重な記述が多々含まれているからである。

後述するように、尾張氏は天孫降臨に深く関わっている。

天孫とは天神（天照大御神）の孫という意味だ。その天孫が、葦原中国を統治するため高天原から地上に降りたとされている。

天孫の名は、『古事記』では邇邇芸命、『日本書紀』では瓊瓊杵尊となっている。できるだけ分かりやすくするため、以下単に「ににぎ」とする。

ににぎの降臨だが、『古事記』では、天降る際に、國神（土着の神）の猿田毘古神が高天原から派遣された天宇受売命と共に先導されて降った、とある。その時ににぎに付き従ったのは、天兒屋命以下五神と副神3神の8神だった。

『日本書紀』本文は、かなり様相が異なる。ににぎは伴をとまわず、いきなり、雲を押し開いて地上に降臨する。直下降臨である。ここで看過できないのは、降臨後、ににぎは土地の木花開耶姫を娶って三人の子を設け、その第二子を火明命としている点だ。

なぜ、これが看過できないかという点、この

火明命がににぎの子なら、むろん天氏^{あまのし}の一族で、天火明命を意味している。尾張氏について少しでも調べたことがある人なら、尾張氏の祖神として、誰一人知らぬ人がいないほど有名な人物、それが天火明なのである。

ここで登場させなければならない史料、それが「先代旧事」である。

「先代旧事」の降臨は『古事記』や『日本書紀』と著しく異なっている。

最初の降臨者は孫ではなく、天照大御神の御子の押穗耳尊が直接瑞穂の国に降臨するのである。降臨の後オシホミミに子（すなわち天孫）が誕生したので天神に交代を願い出た。そこで、天神は願いを聞き入れ、降臨者を孫に変更する。

このあたりの経緯は第三巻の「天神本紀」に記されている。もう少し内容を紹介しますと、天神は天孫の降臨に当たって、天孫の璽として瀛都鏡等十種の瑞宝を与える。

それら瑞宝を携えて天孫は天降るのであるが、その際随伴する神々は、先ずは天香語山命（あまのかごやまのみこと）を始め32の神々。この先頭に記されている天香語山命は尾張氏の祖と記されている。これら32の神々のほかに41の神々の名が記され、随伴したとしている。

さて、瑞宝を携えて降臨した天孫とは誰か。おなじみのににぎではなく、饒速日尊^{にぎはやひのみこと}、すなわち天火明命となっているのである。

『古事記』や『日本書紀』を読み慣れている人は天火明命の名を目にして一様に驚かれるのではなかろうか。「えっ、天孫はににぎじゃないの」と・・・。

私も最初、「先代旧事」を読んだときはびっくりして目をこすった。だが、何度目をこすっても「先代旧事」には「天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊」とあるのである。天火明命すなわち饒速日尊といえば、尾張氏の先祖とされる神なのだ。ほのあかりに随伴した天香語山はほのあかりの子なので、尾張氏の祖は、ほのあかりといっても、かごやまといってもいいわけだ。

「先代旧事」の記す降臨の様子は非常に具体的に分かりやすい。

『古事記』のようにたった8神を随伴したのでもないし、『日本書紀』のように、天上からいきなり垂直降臨したのでもない。

73人もの随伴者を引き連れて降臨したのであ

る。「先代旧事」は、にぎはやひは多くの随伴を携えて、天の磐船にのり、河内の国の河上のいかるがみね峰に天降ったと記しているのである。

それはさておき、以上、「先代旧事」に従う限り、尾張氏の祖は、天孫そのもの、すなわち、天火明ということになる。

9 天孫降臨をめぐる

ざっとした紹介だったが、天孫降臨の様子を述べたので、ここで3史料の述べる記載の相違について考察してみよう。

3史料を成立の古い順に記すと、「先代旧事」、『古事記』、『日本書紀』となる。これを念頭に置いて前項に述べた天孫降臨の記述の相違を振り返ってみよう。

「先代旧事」は他書に比べて非常に具体性が高い。船に乗って、大勢の人々と共に、大阪に到着した、というのであるから、人間の行動に照らしてそれほど不自然ではない。

次に『古事記』。小人数で天上から舞い降り、現地人の先導で九州の日向に到着、とある。小人数で新天地に乗り込むのも不自然なら天上から舞い降りるというのも著しく不自然である。

最後に『日本書紀』。これはもう人間の行動としては荒唐無稽としかいいようがない。垂直降臨ができるなら、あらゆる場所に降臨できてしまう。

当初、かみ（守、上等）と呼ばれていた人間も伝説化、神格化、権威化等々が進行し、ついには荒唐無稽な万能神に変化していく。

この過程が一般法則とすれば、3史料がその経緯を見事に具現しているとみていい。特に「先代旧事」の記述は、『古事記』や『日本書紀』に比べて具体性が顕著なこと誰の目にも明らかであろう。『古事記』と『日本書紀』の間では飛躍的というほどの相違がないのは、両書の成立が非常に近い（わずか8年の差）ということを考えれば、肯首できよう。

このように、考えてくると、「先代旧事」の記述内容の古さが逆に証明されていると考えて良い。

つまり、尾張氏の祖は天火明とする、「先代旧事」の記述はひとまず信用してかかるしかないことになる。すなわち、尾張氏はそもそも天氏あまのしの一族だったのである。

それが、なぜ、尾張氏に変化したのだろうか。天火明はもとより、その子の名も天香語山となっていて、天氏であることが明記されているというのに・・・。

10 皇孫の登場

その謎を解く鍵が「先代旧事」第6巻にある。第6巻は「皇孫本紀亦云天孫」と題書されている。つまり「皇孫本紀又は天孫本紀という」という意味だが、奇妙なことに直前の巻（第5巻）の題は「天孫本紀亦云皇孫」となっている。

第5巻 天孫本紀又は皇孫本紀という

第6巻 皇孫本紀又は天孫本紀という

という風になっているのである。

意味上、両巻は全く同一のタイトルになっているわけで、奇妙この上ない。

この謎は両巻の内容に目を通せば自然に見える。元来、第5巻天孫本紀、第6巻皇孫本紀となっていた、と目されるのである。

第5巻は天火明の天孫降臨を伝える第3巻の流れをそのまま自然に継いで、天火明の子孫は尾張氏や物部氏であることを延べ、各々その子孫の名を延々と記している。

ところが、第6巻に入ると、天孫降臨はとくに終わった筈なのに、突然、ににぎが登場し、しかも『日本書紀』の文章をほぼそのまま掲載している。天火明の降臨があれほど具体性を帯び、古い形態を示していたのに、一転、『日本書紀』の降臨場面が登場するのであるから、私でなくとも目を白黒だろう。その内容はすでに述べたとおり、雲を押し開いて降臨する垂直型降臨だ。

降臨地も天火明が到達した大阪ではなく、九州の日向だ。『日本書紀』そのままであるから当然のことである。しかもご丁寧にににぎは天火明の弟だと記している。『日本書紀』本体では天火明は「ににぎの子」となっているのにである。

木に竹を接いだという表現では不十分、というくらいあからさまな借用である。つまり、あまりに稚拙なににぎ降臨の挿入が行われているのである。

私の結論。

天孫降臨神話は本来天火明だけだった、の一点である。そしてこの形が「先代旧事」本来の姿だった。ところが、天皇家が成長し、『古事記』

や『日本書紀』が書かれたのを見て、どこかの段階で（おそらく江戸期に入ってから）、『日本書紀』本文のにぎの天孫降臨を挿入したのではないかと考える。それに伴って、天火明は降臨後、すぐに死んだ旨の記事が付加され、「天尾張」や「天物部」などとなっていたのを「天」を取った氏名にしたのではないかと、という推定である。

ただし、「天」が取られたのは、すでに「原先代旧事」成立当初、すなわち、推古朝には行われていたかも知れない。

皇孫を天氏と位置づけた以上、尾張氏や物部氏が同じ天氏一族では具合が悪い。両氏が天火明の子孫と明記されている以上、これを消去することはできない。代わりに、『古事記』や『日本書紀』はにぎもまた降臨したことにはないといふ具合が悪い、という判断に傾くのは自然の流れである。ただし、すでに述べたように、「原先代旧事」にはにぎの降臨など記されていないと、と考えざるを得ない。ここまでくると、先の見通しが薄明かりではあるが見えてきた。

次回以降、以上の論拠を前提にして、私の仮説を述べていくことにしたい。それが私だけの独断と偏見に終わるのか、それとも古代の真実をたどる発火点となるかは、ひとえに読者諸氏の評価にかかっている。

中国史料による日本古代史

(古代史覚書帳)

瀬戸市 林 伸禧

中国二十四史書を用いて、中国歴史家が古代日本をどのように理解していたかを知るため、年表及び史書毎の当時の日本の概況を整理し、次に留意しつつ、別冊『中国史料による日本古代史』をまとめたので報告する。

1 対象とした史書

- (1) 二十四史書
『漢書』・『後漢書』・『三国志』・『晋書』・
『宋書』・『南齊書』・『梁書』・『隋書』・
『南史』・『北史』・『旧唐書』・『新唐書』

及び『宋史』

- (2) 二十四史書以外の文献

- ① 中国文献
『通典』・『唐会要』・『太平御覧』・『冊府元龜』・『資治通鑑』・『論衡』
- ② 朝鮮文献
『三国史記』

2 中国史料による古代日本の国々等

倭国（700年まで）、
日本国（701年以降の文武紀）、
琉球国、蝦夷国、文身国、大漢国、扶桑国、
女国、朱儒國、裸國・黒齒國、東鯤人、
夷洲・澶洲、海人

3 日本に関する直接の記事ではないが、影響が大きい事項は記載した。

- ① 改暦（景初暦、元嘉暦、麟德暦）記事
- ② 暦（夏正→殷正、夏正→周正）の変更記事
- ③ 高宗（唐）が「天皇」と称した記事
- ④ 百済の滅亡・白村江の戦い記事

4 別冊を理解するための留意事項

- (1) 『旧唐書』・『新唐書』における年号の記述方法
 - ・改元した場合、正月に遡って新年号を記述している。（『新唐書』）
 - ・改元した場合、改元した時点で、改元した年号を記述している。（『旧唐書』）
- (2) 記事の異同
 - ・卑彌呼の魏への遣使：
3説（景初二年、三年、五年）
 - ・栗田真人の來貢記事：
3説（長安元、二、三年）
- (3) 語句の異同
 - ・「邪馬壹国」と「邪馬臺国」
 - ・「卑彌呼」と「俾彌呼」
 - ・「壹與」と「臺與」
 - ・「倭」と「倭」
 - ・「多利思北孤」と「多利思比孤」
- (4) 記事の疑義
 - ・『新唐書』列伝及び『宋史』列伝（王代記）の「天皇系譜」記事

5 特記事項

(1) 三正

- ① 新・王莽、及び魏・明帝の「夏正から殷正」の変更
- ② 周・則天武后、及び唐・肅宗の「夏正から周正」の変更

(2) 中国史書による神代・天皇の系譜

『隋書』を徹底して読む

東夷伝百濟條

名古屋市 石田敬一

中国史書や記紀の読み下しは、現在使われていない漢字や大和言葉で記述されており現代人には解釈しにくいところが多いため、現代語訳が広く使われています。しかしながら現代語訳には、時々意味が違うのではないかと疑問に思うところがあります。たとえば、『日本古典文学大系』の読み下しでは「始」を軒並み「始めて」と訳しますが、「初めて」の意味と「始まる、始める」という意味の両方がありますので、常に「始めて」と訳すのはいかがなものかと思えます。このように、既存図書の読み下しや現代語訳は理解を助ける反面、意味内容を理解するのに邪魔になったり誤解を招く場合があります。

そこで、私は、論考に史料の記事を付記する場合、原文の用語を可能な限り使いながら私自身が理解しやすいように、私流の読み下しにしています。

『倭国伝 全訳注 中国正史に描かれた日本』(講談社学術文庫、藤堂明保ほか、2010年、以下講談社版という)とあまり変わりませんが、今回は手始めに、次の『隋書』東夷伝百濟條を私流の読みを示すとともに留意点を示します。

隋書・卷八十一・列傳第四十六・東夷伝・百濟

百濟之先，出自高麗國。其國王有一侍婢，忽懷孕，王欲殺之。婢云：「有物狀如雞子，來感於我，故有娠也。」王捨之。後遂生一男，棄之廁溷，久而不死，以為神，命養之，名曰東明。及長，高麗王忌之，東明懼，逃至淹水，夫餘人共奉之。

百濟の先祖、高麗国より出る。其の国王に一人の侍婢有り、たちまち懐妊す。王、之れを殺そうと欲す。婢が云うには「雞子(たまご)の如しの状態の物あり、来たりて私を感精¹し故に妊娠を有す」。王は之を捨てるが、後に遂に一男が生まれ、これを廁に棄てるも久しく死なず。以て神なりとして之を養うよう命ず。名を東明と曰う。成長に及びて高麗王、之を忌み、東明は懼(おそ)れ、淹水に逃れ、扶余の人々、之を共立して奉ず。

注目すべきことは、百濟の出自が高麗であることです。高麗の出自は夫餘ですから、百濟は濊貊系の扶余族がルーツということになります。それで扶余・高句麗・百濟は、ともに卵から生まれた東明を始祖とする共通の建国神話を持ち、この記事の最後にもあるように扶余の人々は東明を共立するところにつながるわけです。

もうひとつ注目すべきことは、淹水^{エンスイ}は浸水地を表しますが、淹水(ウオムス)は、盖斯水^{ガイシスイ}とも呼ばれ現在の鴨緑江の東北にあたるとする説と平壤を通る大同江^{テドンガン}とする説があります。

このように、一般的に「淹水」はわかりにくい語句と思われませんが、講談社版では、比較的わかりやすい百濟の「先」や「雞子」をそれぞれ「先祖」「たまご」と注釈するにも関わらず「淹水」に注釈はありません。

東明之後，有仇台者，篤於仁信，始立其國于帶方故地。漢遼東太守公孫度以女妻之，漸以昌盛，為東夷強國。初以百家濟海，因號百濟。歷十餘代，代臣中國，前史載之詳矣。開皇初，其王餘昌遣使貢方物，拜昌為上開府、帶方郡公、百濟王。

東明の後裔に仇台^{クテ}という者有りて、仁信に篤く、始めに帶方郡の故地に其の国を立て、後漢の遼東太守の公孫度は娘を以て之の妻にし漸次昌盛となり、東夷の強国と為す。初めて百家を以て海を濟り、因りて百濟と号す。十余代を歴て、代々中国に臣従し前史に之の詳細を記す。

開皇初年(581年)、其の王餘昌、使いを遣り方物を貢ぐ。昌に上開府、帶方郡公、百濟王を拜受す。

*1感精：『日本の神々』谷川健一著、岩波新書、1999年

百家が海を濟（渡）ったので、「百」と「濟」から「百濟」という国名とする由来の記し方は、書紀によくでてくる年号や地名の由来を記す方法と共通するものがあるような気がします。

其國東西四百五十里，南北九百餘里，南接新羅，北拒高麗。其都曰居拔城。官有十六品：長曰左平，次大率，次恩率，次德率，次杆率，次奈率，次將德，服紫帶；次施德，皂帶；次固德，赤帶；次李德，青帶；次對德以下，皆黃帶；次文督，次武督，次佐軍，次振武，次剋虞，皆用白帶。其冠制並同，唯奈率以上飾以銀花。長史三年一交代。畿內為五部，部有五巷，士人居焉。五方各有方領一人，方佐貳之。方有十郡，郡有將。

その国は、東・西各四百五十里、南・北各九百余里、南は新羅に接し北に高麗を拒む。その都は居拔城と曰う。官に十六品有り。長を左平と曰い、次は大率、次は恩率、次は德率、次は杆率、次は奈率、次は將德。服に紫の帯を巻く。次は施德で黒帯。次は固德で赤帯。次は李德で青帯。次の對德以下は皆黄帯。次は文督、次は武督、次は佐軍、次は振武、次は剋虞。皆白帯を用いる。其の冠の制（さだめ）は並べて同じ。ただ奈率以上は銀製の花を以て飾る。長史は三年に一回交代す。畿内を五部と為し、部には五巷が有り士人居す。五方に各々方領が一人有り、方、之を二人にて佐治す。方は十郡有り、郡は將有り。

国の大きさと隣接する国の状況、冠位等が示されています。「東西四百五十里，南北九百餘里」は、後述の舩牟羅国と同様に東辺・西辺が450里、南辺・北辺が900余里と考えられます。百濟は帶方郡の故地に建国されましたので、平壤の南方に位置し、比較的小さい横長の区域です。

其人雜有新羅、高麗、倭等，亦有中國人。其衣服與高麗略同。婦人不加粉黛，女辮髮垂後，已出嫁則分為兩道，盤於頭上。俗尚騎射，讀書史，能吏事，亦知醫藥、著龜、占相之術。以兩手據地為敬。有僧尼，多寺塔。有鼓角、箜篌、箏、竽、篪、笛之樂，投壺、圍碁、樗蒲、握槊、弄珠之戲。

其の人は新羅、高麗、倭等有りて雜多、また

中国人も有り。其の衣服は高麗と大略同じ。婦人は粉黛を加えず、女は辮髮を後ろに垂らし、嫁に已に出ていれば兩道に分け頭上に盤とす。俗は騎射を尚び、書史を読み、官吏は事を能くし、また医藥、著龜、占相の術を知る。両手を以て地につけ敬いと為す。僧尼有り、寺塔多し。鼓角、箜篌、箏、竽、篪、笛の樂器あり、投壺、圍碁、樗蒲、握槊、弄珠の遊戲有り。

行宋元嘉曆，以建寅月為歲首。國中大姓有八族，沙氏、燕氏、苧氏、解氏、貞氏、國氏、木氏、苜氏。婚娶之禮，略同於華。喪制如高麗。有五穀、牛、猪、雞，多不火食。厥田下濕，人皆山居。有巨粟。每以四仲之月，王祭天及五帝之神。並其始祖仇台廟於國城，歲四祠之。國西南人島居者十五所，皆有城邑。

宋の元嘉曆を行い、建寅の月を以て歳首と為す。国の中に大姓、沙氏、燕氏、苧氏、解氏、貞氏、國氏、木氏、苜氏の八族有り。婚礼嫁娶はほぼ中華に同じ。喪の制は高麗の如し。五穀、牛、猪、雞有り、多くは火食せず。その田（地）は湿け、人は皆、山に居す。巨な粟有り。四仲の月のごと、王は天や五帝の神を祭る。並びに其の始祖、仇台の廟を国城とし歳に四回之を祭祀す。国の西南に人の居す島が十五カ所、皆城邑有り。

年号と曆は天子の権力の象徴です。百濟は443年に作られた宋の元嘉曆を使用しているので、まさしく百濟も宋の臣下の国です。

また、百濟の食生活では生食が主体とされます。となると現在の日本の文化にも通じます。

平陳之歲，有一戰船漂至海東舩牟羅國，其船得還，經于百濟，昌資送之甚厚，并遣使奉表賀平陳。高祖善之，下詔曰：「百濟王既聞平陳，遠令奉表，往復至難，若逢風浪，便致傷損。百濟王心迹淳至，朕已委知。相去雖遠，事同言面，何必數遣使來相體悉。自今以後，不須年別入貢，朕亦不遣使往，王宜知之。」使者舞蹈而去。

陳を平定した歳、一艘の戦船が漂い海東の舩牟羅国に至る。其の船、還えるを得て百濟を経由す。昌は資財を送って之を甚だ厚遇し、併せて使いを遣り奉表し、陳平定を祝賀す。高祖は之を善とし、詔を下して曰く「百濟王は陳平定

を聞き、遠方より奉表させた。往復は至難にして、もし風浪に逢えば、便ち損傷を致す。百済王の心跡は淳に至る。朕は已に委に知る。相去ること遠しといえども、事は言面するに同じ。必ず数々の使いを遣り往来して相体を甚だしくするのは如何か。今より以後、年別の入貢を必須とせず、朕もまた遣使を往かせず。王は適宜、之を知るべし。」使者は（喜び）舞蹈し去る。

平陳之歳は589年です。講談社版では、戦船が漂着した海東の舩牟羅国は済州島と注釈します。私も済州島と考えます。ところが古田武彦氏はこの舩牟羅国を赤道直下のボルネオ島とされます。これは、たぶん、①珊瑚樹が熱帯の海に存すると思われたことと、②百済から「海行三月」の距離ははるかに遠いところと考えられたことから示されたと思われま

す。しかし、①については、沖縄など日本近海に珊瑚樹はあり済州島でさえ北上する暖流の黒潮により珊瑚樹が存在しますので、舩牟羅国を熱帯のボルネオ島とする根拠にはなりません。

また、「有一戦船漂至海東舩牟羅國、其船得還、經于百濟」に「海東」とありますが、ボルネオ島は中国の海南島よりもさらに南のインドネシアにありますので「海東」とはいえません。そして、隋の戦船が舩牟羅国に漂着し、その船が百済を経由して還る内容ですから、赤道直下のボルネオ島から百済を経由して中国に帰るのはとても現実的とはいえないでしょう。さらに、戦船は漂着したのですから、黒潮（対馬海流）の海流の北の方向へ流れていることからして、北の方へ流され済州島に漂着するのは十分に理解できます。

こうした数々の点から、舩牟羅国は済州島であることは揺るがないと思います。

また、②の「海行三月」について、古田氏は直感的に遠方と想像されたのでしょう。

「海行三月」に関して、古代船を作って朝鮮半島の西海を航行するとともに重要な実験があります。参考となる唯一無二の事例です。

角川春樹氏は古代船を復元した野性号を実際にソウルから博多まで航行した結果、海流の変化などから航路を確保することが困難であったことや座礁の危険、夜間の航行の困難さなどがあり、「完走するには百日前後かかる」とみるべき

若しくはそれ以上との感想を述べています。実際には完走ができなかったのが如実に航行の困難さを物語っています。

復元した古代船で実体験した角川氏の言葉は、現実的で重みがありますので、「海行三月」は実際にかかる日数であると私は考えています。

開皇十八年、昌使其長史王辯那來獻方物、屬興遼東之役、遣使奉表、請為軍導。帝下詔曰：「往歲為高麗不供職貢、無人臣禮、故命將討之。高元君臣恐懼、畏服歸罪、朕已赦之、不可致伐。」厚其使而遣之。高麗頗知其事、以兵侵掠其境。

開皇十八年（598年）、昌は其の長史の王辯那を使いとして方物を献上し、帰属する遼東の役が興すに属けて遣使が奉表し軍の先導を請う。帝は詔を下して曰く「往年、高麗は職貢を供さず、臣下としての礼も無い、故に之を討つよう將を命ず。高元の君臣は恐れ憚らず、服に畏敬し罪に帰す、朕は已に之を赦す。征伐を致すべからず。」其の使い之を遣わし厚遇す。高麗、其の事を頗る知りて兵を以て百済の国境を侵略す。

昌死、子餘宣立、死、子餘璋立。

昌が死に、子の餘宣が立ち、死ぬと、子の餘璋が立った。

大業三年、璋遣使者燕文進朝貢。其年、又遣使者王孝鄰入獻、請討高麗。煬帝許之、令覘高麗動靜。然璋内與高麗通和、挾詐以窺中國。七年、帝親征高麗、璋使其臣國智牟來請軍期。帝大悅、厚加賞錫、遣尚書起部郎席律詣百濟、與相知。明年、六軍渡遼、璋亦嚴兵於境、聲言助軍、實持兩端。尋與新羅有隙、每相戰爭。十年、復遣使朝貢。後天下亂、使命遂絕。

大業三年（607年）、璋が使者の燕文進を遣わして朝貢す。其の年、また使者の王孝鄰を遣わして入献し、高麗討伐を請う。煬帝之を許し、高麗の動静を覗うよう命ず。しかるに璋は内々に高句麗と通和し、詐欺を挟み以て中国を窺う。

（大業）七年（611年）、帝は高麗に親征すると、璋は其の臣の国智牟を使いとして来たりて軍期を請う。帝は大いに悦び、厚く加賞を賜う、尚書起部郎の席律を遣わして百済に詣で、ともに相知る。明年、六軍が遼を渡り、璋もまた国境に兵を嚴して、助軍と声言するも、実は両端

に持す。尋ねて新羅に隙あると、その毎に相戦争す。大業十年(614年)、再び使を朝貢に遣る。後に天下は乱れ、使命は遂に絶える。

其南海行三月、有舛牟羅國、南北千餘里、東西數百里、土多麋鹿、附庸於百濟。百濟自西行三日、至貊國云。

其の南、海行三月にて舛牟羅國(濟州島)有り、南(辺)、北(辺)、千余里、東(辺)、西(辺)、數百里、土地は麋鹿多し。百濟に附庸す。百濟を西より行くこと三日、貊國に至ると云う。

通説では、「南北千餘里、東西數百里」は縦長の区域とされますが、私は中国の古代数学の考え方の「方」で区域の形状を示したもので、横長の濟州島を的確に表現していると考えます。記述にある「ノロジカ」は現在も濟州島に生息しており私の考えを裏付けます。

「百濟自西行三日」を講談社版では「百濟自西行すること三日」とし西へ向かうとしますが、私は「自」の位置を考えると、西から東へ行く意味だと思えます。

以上

追悼会等のご案内

■ 古田武彦先生追悼会のご案内

- (1) 日時 2016年1月17日(日)
13時～14時30分
- (2) 場所 大阪府立大学なんばサテライト
2階カンファレンスルーム
大阪市浪速区敷津東2-1-41
- (3) 講演会 15時～16時30分
講師 新井宏氏
「鉛同位体から見た平原鏡から三角縁神獸鏡」
- (4) 懇親会 17時～19時オルケスタ
会費3500円

■ 後日「お別れの会」が東京で開催の予定です。

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会で発表する際は資料を20部用意ください。

■ 次の会報誌185号(1月号)への投稿締め切りは、12月31日(木)です。

11月15日の例会報告

■ 万葉集と九州王朝 一宮市 竹嶋正雄



「東海の古代」第181号の投稿文を基に発表された。その概要は以下のとおりである。

『万葉集』は、藤原不比等が『日本書紀』と『古事記』に隠した数々の事について、大伴家持が告発した第三の史書である。その告発の主な内容は、次のとおりである。

1. 朱鳥年号による九州王朝の実在
2. 中皇命の解明による天智、間人、天武の兄弟姉妹関係の不在
3. これらによる天武の出自の暴露

■ 前回に続いて、カナダのオリガさんが参加されました！ 継続は力なり。

例会の予定

■ 12月例会

- (1) 日時 12月13日(日) 13:30～17:00
- (2) 場所 名古屋市市政資料館 第1集会室
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051
- (3) 参加料 500円 (会員は不要)
- (4) 交通機関
 - ・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
 - ・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
 - ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
 - ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
 - ・市バス「市役所」、東徒歩8分
- (5) 駐車場 市政資料館：12台+α収容(無料)